

福山市立大学学長選考規程

平成23年4月1日

福山市立大学規程第20号

改正 平成28年3月17日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、評議会が行う学長の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号の場合にあつては任期満了の少なくとも60日以前に、同項第2号及び第3号の場合にあつては速やかに行う。

(選考開始の告示)

第3条 評議会は、学長選考の手続きを開始するときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 選考を行う旨及びその理由
- (2) 選挙期日

(選考方法)

第4条 評議会は、学長候補者の推薦を得るため、学長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で次に掲げる者を、本人の同意を得たうえで、学長候補者として評議会に推薦するものとする。

- (1) 学長、副学長及び学部長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教による意向調査の結果、得票上位3人の者（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、選考会議が学長候補者として適任と認める者2人以内

3 評議会は、選考会議から推薦された学長候補者について選挙を行い、学長予定者を決定する。

4 選考会議については、別に定める。

(選挙資格者)

第5条 前条第3項に規定する選挙の有資格者は、選挙の日に、本学に在職する者で、学長、副学長及び学部長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教とする。

2 第10条に規定する期日前投票の期間及び選挙の日に不在期間にある者は、選挙資格を有しない。

(選挙管理委員会)

第6条 評議会は、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置いて、選挙事務の管理を行わせる。

2 管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育学部から選出された教員 3人
- (2) 都市経営学部から選出された教員 3人
- (3) 事務局長

3 管理委員会の委員長は、委員の互選によって定める。

4 管理委員会の委員が第4条第3項に規定する学長候補者となったときは、委員を辞さなければならない。

5 管理委員会の委員に欠員を生じたときは、当該委員を選出した部局は、遅滞なく委員を補充しなければならない。

6 管理委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 選挙日程の告示
- (2) 選挙資格者名簿の作成
- (3) 選挙の管理及び結果の告示
- (4) その他選挙に関して必要な事項

7 管理委員会の庶務は、事務局総務課で行う。

(選挙)

第7条 選挙は、単記無記名投票により行う。

2 選挙において、有効投票総数の過半数を得た者を学長予定者とする。

3 前項の選挙において、有効投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票上位2人の者（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について投票を行い、有効投票のうち多数を得た者を学長予定者とする。

4 前項の選挙において、2人の得票が同数のときは、年長者を学長予定者とする。

5 第3項の規定にかかわらず、学長候補者が1人の場合で、有効投票総数の過半数を得なかったときは、第3条の規定に基づき改めて選考を行うものとする。

(再選挙)

第8条 前条の規定により選出された学長予定者が、学長就任を辞退したときは、当該辞退者を除いた第4条第2項に規定する学長候補者について、更に選挙を行うものとする。ただし、第4条第2項の規定により推薦された学長候補者が1人の場合を除く。

2 前項の選挙の実施にあたっては、前条の規定を準用する。

(投票)

第9条 投票は、管理委員会の指定する投票場所において、投票用紙（別記様式）の交付を受けて行う。

2 投票用紙は、再交付しない。

(期日前投票)

第10条 選挙の日にやむを得ない事由により投票できない者は、選挙期日の10日前までに管理委員会の委員長に申し出て、第7条第1項に規定する選挙についてのみ期日前投票をすることができる。

(開票)

第11条 開票及び集計は、管理委員会が行う。

(任期)

第12条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。

2 再任された場合の任期は、前項の規定にかかわらず2年とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、選挙の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 (第9条関係)

<p>学長選挙投票用紙</p> <p>(第 回)</p> <p>福山市立大学 印</p>
<p>学長候補者名前</p>
<p>・ 学長候補者の名前を枠内に1人 記載のこと</p>